

Aターン求人をしている 県内中小企業の皆様へ！

東京圏からのAターン就業者に最大200万円の移住支援金を支給する事業を実施しています！

【移住・就業支援事業】

東京圏からの移住の促進による県内中小企業の人材確保を図るため、Aターン希望者と県内企業とのマッチングを強化し、就業した移住者に対し市町村と共同で移住支援金を支給するものです。

移住支援金の概要

1 一般分

東京都23区在住者又は東京圏から23区内に通勤する方が、移住支援金対象法人の求人に応募し正規就職した場合、市町村から「移住支援金」を支給します。

- ・家族で移住…100万円/世帯
- ・単身で移住…60万円/世帯

2 県単支援分

1の支援金対象者のうち、先進技術の活用を担う人材として、また人材不足が特に深刻な分野において就職する技術職・専門職である場合、県からさらに支援金を支給します。

- ・家族で移住…100万円/世帯
- ・単身で移住…60万円/世帯

■移住支援金対象法人とは…

東京圏に本社がある企業や大資本の企業等を除き、製造業など地域経済を牽引する産業の法人や、建設業など地域の安全安心を支える産業の法人、働きやすい職場づくりに取り組む法人を対象とします。

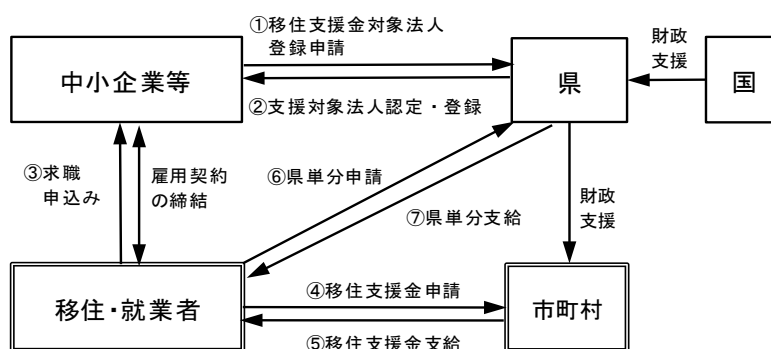
- ・移住支援金支給の条件となる就業先法人として県が認定・登録します。
- ・秋田移住支援金マッチングサイトに移住支援金対象法人の求人情報を掲載します。
- ・移住支援金対象法人の求人力向上を図る研修会等を開催します。

■移住支援金対象法人の要件は裏面のとおりでです。

就業者が移住支援金を受給するには、法人が「移住支援金対象法人」として県に登録されていることが条件です。

Aターン求人を行っている企業は、ぜひ移住支援金対象法人の登録申請をお願いします。

移住支援金事業の流れ(概略)



別表：移住支援金対象法人、県単支援分の就業者資格の要件

1 移住支援金の対象となる就業先法人

- ① 官公庁等でないこと。（※1）
- ② 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業でないこと。（※1）
- ③ みなし大企業でないこと。
- ④ 本店所在地が東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外（※1）（※2）であること。（※2 東京圏内の条件不利地域にある企業を除く）
- ⑤ 雇用保険の適用事業主であること。
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- ⑦ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- ⑧ 秋田県が定める次の産業に属する法人であること。

(1) 地域経済を牽引する産業

- ・ 製造業
- ・ 成長5分野（航空機、自動車、新エネルギー、医療福祉、情報関連）産業
- ・ 農林水産業（国の就農・雇用支援対象者を除く）
- ・ 観光関連産業（宿泊業・飲食サービス業）

(2) 地域の安全・安心・生活を支える産業

- ・ 建設産業 ・ 医療、福祉 ・ 運輸業 ・ 卸売業・小売業

(3) 【全分野対象】産業人材の確保のため、働きやすい職場づくりに取り組む法人

- ・ 秋田県優良中小企業者表彰受賞企業
- ・ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業
（従業員数300人以下の企業、301人以上は「えるぼし」認定企業）
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業
（従業員数100人以下の企業、101人以上は「くるみん」認定企業）
- ・ 健康経営優良法人認定法人
- ・ 秋田県版健康経営優良法人認定法人
- ・ ユースエール認定制度認定法人

2 県単支援分加算の対象となる移住就業者

移住支援金の対象者のうち、次の資格を有する方に支援金を加算します。

(1) 先進技術の活用を担う技術職

- ・ 情報産業 … 技術士法、情報処理の促進に関する法律に定める技術職の有資格者
- ・ 製造業 … 技術士法、職業能力開発促進法に定める技術職の有資格者

(2) 人材不足が特に深刻な分野の技術職・専門職

- ・ 建設産業 … 技術士法、建設業法、建築士法、測量法に定める技術職の有資格者
- ・ 福祉・医療… 介護福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、医療技術者
- ・ 宿泊業 … 宿泊業に勤める調理師

※1 一部例外規定がありますので、詳細については「秋田移住支援金マッチングサイト」をご覧ください。 URL : <https://kocchake.com/furusatokyujin>

- 上記要件を満たし、正規Aターン求人を行っている法人は、ぜひ移住支援金対象法人への登録申請をお願いします。
- 申請様式等は「秋田移住支援金マッチングサイト」に掲載！

お問い合わせ

秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課 移住促進班
TEL…018-860-1234
E-Mail…iju@pref.akita.lg.jp